# 人権教育指導者向け学習資料

Vol.2 第25号

# 人権尊重の精神が 地域に定着するための取組

~同和対策審議会答申50年を踏まえて~

様子



社会福祉法人恩賜財団済生会 炭谷 茂さん 理事長

## 「公民館等の機能を活かした 人権教育活性化事業」から



オータム コンサートでの 出展の様子 (筑紫野市)

# 「人権教育総合推進地域事業」から



中学校体験の様子 (新宮中学校区)

■提言 ······P	2
■公民館等の機能を活かした人権教育活性化事業 ······P	5
■人権教育総合推進地域事業 ······P	8
■学習プログラムI「同和問題~Aさんの手記~」・・・・・・P1	0
■学習プログラムⅡ(視聴覚教材の活用)	
「秋桜の咲<日」・・・・・・P1	2
■資料「同和問題解決に向けた国及び県の動き」・・・・・・P1	4
■視聴覚ライブラリー ・・・・・・・・・P1	6

視聴覚教材を 活用した学習 プログラム



平成27年10月

福岡県教育委員会 福岡市博多区東公園7-7 TEL(代表)092-651-1111(内線 5556)

# 同和対策審議会答申から50年 ~いま、人権・同和行政に問われていること~

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長 炭谷 茂



#### 1 同和対策の歩みと推移

平成5年から平成7年まで総務庁(当時)の地域 改善対策室で政府の同和対策の責任者として仕事 をしていました。私は役人として「一度携わった仕事 は生涯やっていく」ことを人生の方針にしています。 したがって、同和問題に関わったのはわずか2年間 ですが、その機会をもとに今も精一杯、勉強や仕事 をしています。

今年は同和対策審議会答申から50年という節目の年です。同和問題の解決は「国民的課題」であり「国の責務」であるという大変重要なことが明確になっているこの答申をまとめるに当たり、開かれた審議会は4年間で184回、前代未聞の長さと回数です。歴史的分析の深い考察、内容も非常に抜本的であり、大胆な政策提案がなされています。現在、読んでも同和問題の基本的指針として全く古くなく、提起された事項がその輝きを失っていません。逆をいえば、同和問題は未だ解決をしていないということになります。

同和対策の歴史を見ると、部落差別の起こりは、かつて流動化していた差別される階層が江戸時代に固定化されたことが大きなきっかけとなっています。明治4年には「賤称廃止令」いわゆる「解放令」が出されましたが、社会に根付いた強固な差別は残ったまま、問題はますます深刻化し、戦後も続きます。昭和26年には京都市の保健所職員によるオールロマンス事件、昭和50年には部落地名総鑑事件が起こります。

同和問題の早急な解決に向け、時限法である「同和対策事業特別措置法」(昭和44年)が制定され、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)が制定されました。「同和対策事業特別措置法」は「地域改善対策特別措置法」となり、その後、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」へと名称を変え、平成14年3月に期限切れを迎えます。当時、私は、同和行政

の後退について大変心配をしておりました。案の 定、「同和行政はしなくていい」という声や、中には 「してはいけない」という極論まで出てきました。さら に50年たった今、「同和行政、それはいったい何で すか?」というような声も挙がっており、無関心と無 知識の拡大を痛感しています。

#### 2 同和問題の現状をどう考えるか

同和問題があるかないかについては、感情論や運動論に左右されることなく、あくまでも科学的、学問的、実証的に考える必要があります。平成5年、同和地区の実態や国民の意識等を把握することを目的として「同和地区実態把握等調査」が行われました。その結果、一般世帯と比較して同和地区の高校進学率の低さ、不安定就労の多さ等、その格差に加え、差別や人権侵害の根深さが明らかになりました。

現在はどうかというと、生活保護世帯や非正規雇用の増加、教育や就労そして所得の問題等、格差や部落差別の問題は解決していないばかりか、むしろ深刻化している面もあります。就職差別や結婚差別、また、それに関わる問合せ等も実際に起こっています。就職差別については、昭和50年の部落地名総鑑事件と同じような事件が平成10年にも発覚し、ある調査会社が部落差別につながる調査を行っていたことが明らかになりました。

平成23年、全国隣保館連絡協議会が調査した 結果によると、隣保館を中心とした被差別部落で は、所得、生活、教育の状況が劣悪となっており、さ らにそこに障害者や一人親家庭や高齢者の方々な どが多く集まり、問題が集中化しはじめている、とい うことが明らかになりました。

また近年、インターネットによる差別、あるいは知識の欠如による差別、さらにヘイトスピーチのような、いわゆる人権に対する反発からくる差別が、新たな形態として起こっています。

最近の日本人の人権意識の特徴を三つ挙げると

言

すれば、第一は、表面的な理解にとどまっている、ということです。基本的人権という言葉は知っているが中身の認識が不足している。第二は、最近のヘイトスピーチに代表される、人権そのものに対する反感や反発です。第三は、世代間の格差です。特に若い世代の人権感覚が非常に希薄化していることを私は懸念しています。

#### 3 人権問題を学ぶ際、留意すべきこと

一つ目は、**人権は実体である**、ということです。人権とは抽象的なものではありません。健康と同じように、失って初めてその大切さを意識するわけですが、常に実際に存在するものであるということを踏まえる必要があります。

二つ目は、人権は個別具体的に捉えなければならない、ということです。例えば同和問題、障害者問題、女性差別等、それぞれ異なる問題を具体的に捉えなければ人権というものはわかりません。

三つ目は、憲法12条にもあるように、人権を常に 守り、向上させる努力が必要である、ということです。 今日よりも明日の人権が高まっている、人権とはそ のような性格を有するものです。

#### 4 深刻化する最近の人権問題

日本の現在の人権問題を考えると、古くからある問題は解決せず、さらに深刻化している状況です。例えば障害者問題において、日本では精神障害者のうち働くことができている人はわずかです。また、刑務所出所者の問題も同様です。私が以前、訪問した刑務所では、入所者の割合は高齢者が10%以上を占め、再犯率も高く、5年以内に刑務所に戻る割合は70%と伺いました。社会の偏見が出所後の働く場所を奪っていることが考えられます。

一方、新しい問題も続々起こっています。例えばホームレス。私は大学時代から支援活動をやっていますが、最近は若い20代前後のホームレスも増えています。インターネットカフェやファーストフード店で夜を過ごす人、あるいは高齢者及び障害者の孤立や孤独死、ごみ屋敷等の増加も新たな問題として生じています。

このように同和問題だけでなく、新しい問題が古い問題にどんどん積み重なっている、それが今の日本の状況ではないでしょうか。なぜこのような問題

が起こってきたのでしょうか。その根本的原因の第一は、社会の中で、家庭や地域、企業等、互いの関係が希薄化してきたことです。第二は、貧困の増加と蓄積です。そして第三は、他人との濃厚な関係を嫌う社会心理、これらの関係が社会でじわじわと拡大しはじめていることが背景にあるのだろうと思います。

# 5 人権問題解決のために必要な「ソーシャルインクルージョン」の理念

新しい人権問題は先進国にも共通する問題で す。昭和50年頃、イギリスを訪れた際、教会を中心 にボランティア活動が行われ、皆助け合いながら生 活していました。しかし平成12年、再訪した時は違 いました。社会の中で異質だと思われている人々、 例えば貧困者や障害者や外国人やホームレスの 人々が地域社会から排除されていたのです。ヨー ロッパではそれを大きな社会問題と認識しており、 「社会的排除が起こっている、何かをしなくてはいけ ない」と各国のトップが「ソーシャルインクルージョ ン(社会的包摂)」という理念を掲げ、施策を推進し ていました。つまり、社会から排除される人が増え 続けており、このままであれば国は崩壊する、という 危機感を強く持っていたのです。日本の場合はどう でしょう。全く同じような状況が起こっていながら、 危機意識が乏しいというのが現状ではないでしょ うか。

ソーシャルインクルージョンを実現するためには どうすればよいのでしょうか。その方法として、例え ば一緒に食事をする、余暇活動をする等、具体的な 機会をつくる試みが必要です。今は昔と違い、地域 社会で行われる仕事や遊びの機会が少なく、社会 との結びつきも希薄になり、そこに人権問題が発生 するわけです。

#### 6 「第3の職場」の必要性

仕事について考えてみると、現在の日本には適切な仕事を得られにくい人が2千万人以上いると思われます。これらの人々がどうしたら自分に合う仕事を見つけることができるかがポイントですが、日本には現在、二種類の職場があると考えています。

一つ目は公的な職場です。例えば、障害者の授 産施設はとても重要ですが、予算の関係でなかな か増えない、また働いても月の収入はわずかです。二つ目は一般企業です。一般企業では障害者について2%雇用率を保たなければならないのに、今、全企業の平均で1.8%程度しか達成していません。この二つの職場はどちらも重要ですが、それだけではなかなかうまくいきません。

そこで、私は第三の職場が必要だろうと思っています。これは何かといえば、社会的企業といわれるものです。社会的な目的を持ちつつ、税金等をあてにしないビジネス的な手法で運営し、さらに就労する人々が生きがいを感じられるような職場です。住民が一緒に参加することで、ソーシャルインクルージョンが図られ、社会の結び付きもより一層強くなります。

#### 7 ソーシャルファームの有効性

その一つとして、私が現在、力を入れているのが「ソーシャルファーム」です。ソーシャルファームでは、当事者と一般の人が監督や指導という立場ではなく、対等の関係で働きます。最近、「一緒にやりましょう」と言ってくださる方も増えてきました。

ソーシャルファームは、利益を上げなければなりませんので、未来を担い発展する分野に進出しています。その例を紹介します。

環境分野では、世界にただ一つしかない事業、現在廃棄されているアルミニウムの付着したごみを、 A重油、紙パルプ、水素等にかえる会社で、その作業過程を障害者や高齢者が担います。

また、生物多様性の分野では、シカの皮を用いて 障害者や刑を終えた人々がハンドバックづくりを行 う会社もあります。

農業分野では、社会福祉法人がはじめた、桑の葉をパウダーにしてパンやそばをつくるプロジェクトに、商工会議所が協力し、さらに農林水産省が第六次産業として認定する等、行政や町全体で知的障害者の仕事づくりを行っている例もあります。

さらに福祉分野では、精神障害者が高齢者向けの弁当作りを行っています。宅配時に「お弁当、確かに届けましたよ」と声をかけることで互いの心の交流になり、弁当激戦区でかなり成功しています。

このような中、私は平成20年に「ソーシャルファームジャパン」を設立し、誰もが参加できる組織として進めています。

#### 8 これからの人権・同和行政に向けて

最後に、これからの人権や同和問題を解決する ためにはどうしたらよいのでしょうか。人口減少や超 少子高齢社会、グローバル化が進む中、同和問題 をはじめ人権問題はますます難しくなってきていま す。その中でも重要な点を三つあげます。

第一は、地域の特性を生かしたまちづくりを目 指すことです。一人ではなかなか人権意識の向上 につながりません。ソーシャルインクルージョンの理 念のもと、まち全体で行うことによって、人権の理解 は格段に高くなります。

第二は、**働く場の創設**です。日本社会は働くことによって人との結び付きができます。先ほど述べた、地域やその土地の文化を利用した「ソーシャルファーム」は社会的乖離や孤立を防ぐ手段の一つとしても大変有効です。

第三は、あらゆる取組に対し、人権を中核にして 人間の尊厳性を確保していくことです。最近、若い 方を中心に人権に関する知識が不足し、そのため に社会が非常に悲観的な状況になっています。今こ そ人権教育や啓発について、格段の努力が必要で す。人権を中核にした取組によって、真の人権がそ れぞれの地域に定着するのではないでしょうか。

#### 執筆者紹介

#### 炭谷 茂 (すみたに しげる)

富山県高岡市生まれ。1969年東京大学法学部卒業後、厚生省(現在の厚生労働省)勤務。厚生省国立病院部長、厚生省社会・援護局長、環境省官房長等を経て、2003年環境事務次官就任、2006年退任後の現在、恩賜財団済生会理事長、日本障害者リハビリテーション協会会長、ソーシャルファームジャパン理事長、朝日新聞厚生文化事業団理事等を務める。

法務省人権擁護局と公益財団法人人権教育啓発推進センター企画の人権啓発教材(DVD)人権アーカイブシリーズ「同和問題~過去からの証言、未来への提言~」では、同和問題に関する重要な証言者として出演。主な著書は「私の人権行政論」「社会福祉の原理と課題」等

※平成27年度福岡県社会人権・同和教育担当者協議会研修会での炭谷さんの講演を、本人の承諾を得て、福岡県教育委員会が要約したものです。

# 公民館等の機能を活かした人権教育活性化事業

福岡県教育委員会では、平成25年度から2年間にわたって、「公民館等の機能を活かした人権教育活性化事業(\*)」を進めてきました。この取組は、地域に住む人たちが、孤立・埋没化している方々の実態や思いを把握し、見えてきた課題を協働しながら解決するための仕組みづくりを進めるものです。平成26度第3回福岡県人権教育研修会の分散会において、委託先の筑紫野市教育委員会、筑前町教育委員会から、この事業の実践を報告していただき、地域の課題解決に向けたまちづくりについて協議を深めることができました。

今回は、筑紫野市教育委員会、筑前町教育委員会の取組及び成果をご紹介します。

#### \*「公民館等の機能を活かした人権教育活性化事業」について

人権課題を有する人が、地域社会で孤立・埋没化している現状があり、これらの課題解決については、個人への支援等と合わせて、生活基盤である地域コミュニティにおける孤立・埋没化の防止及び相談・交流の充実等、人と人との関係性を活性化させる支援が必要です。そこで、地域住民が「話し合う・憩う・集う」機能を持つ身近な社会教育施設である「公民館等」の持つ力

- ・人権課題の埋没化を防ぐ「地域住民の情報バンクや人材バンク」
- ・安心や意欲につながる「相談や交流の機会づくりや関係づくり」
- ・活動に参加しやすい「身近な施設としての利便性や即応性」

を活性化させ、人権課題の解決に向けて、地域コミュニティの再生・強化を図ることを目指すものです。

#### <本事業の委託先>

○筑紫野市教育委員会 (「集う」機能を活かした「人権課題を地域ぐるみで解決」)

○筑前町教育委員会 (「話し合う」機能を活かした「地域の人権課題の把握」)

○苅田町 (「憩う」機能を活かした「人権課題当事者の孤立防止」)

### 筑紫野市教育委員会の取組

筑紫野市で取り組んだ地域では、地域住民の同和問題に対する理解が十分でない実態があります。

住民の居住年数の違いや世代間格差などが原因で住民交流が進んでいないと考えられます。

また、地域にある高齢者福祉施設・障害者通所施設など、いくつもの施設や団体が活動を行っているにもかかわらず、地域の課題解決に向けて、その機能や特長を十分に活かすことができていない現状がありました。

そこで、テーマを【人権課題を地域 ぐるみで解決】とし、活動の拠点とし て、隣保館が「集う」機能を活かし、取 り組むこととしました。



#### 1 取組の実際

#### 取組① 組織づくり

地域課題の解決のための組織づくりから始め、地域の様々な施設や団体が集まり、「活性化事業運営委員会」を組織し、月1回のペースで会議を開催した。

自治会・NPO団体・老人会・子ども会育成会・ 障害者通所施設・福祉グループ・教育委員会

#### <主な協議内容>

- ・事業内容やスケジュールの共通理解
- ・新たな取組の提案や協議
- ・既存事業への支援内容 など

#### 「 取 組 ②|アンケートの実施 】

住民の地域に対する愛着度やつながりの深さなどに関する意識を把握し、取組の参考とするために「まちづくりについてのアンケート」を行った。配布用紙については全世帯に各5枚ずつ配り、自治会に依頼して、回収を行った。(約700枚回収)

#### 【 取 組 ③ イベントの実施

地域住民の新たな出会いやつながりを生み出すイベントを企画したり、地域の伝統文化や技術を学びながら、地域住民と交流し、同和問題に対する理解を深めるためのイベントを行った。

その際、イベント開催のために実行委員会を組織するとともに、意欲のある地域住民がボランティアとしてイベントに参画した。

#### <開催したイベント>

- ・写真deワークショップ・オータムコンサート
- •文化交流会



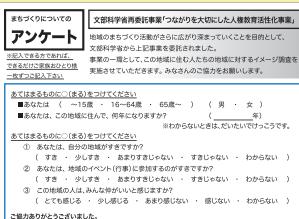
文化交流会の様子

#### 2 成果

- ①課題解決のために地域にある機関・団体が課題 を共有するなどつながりを強めることができた。
- ②地域のイベントの企画・運営に携わる人材の発掘や学習会による人材の育成をとおして、地域 住民の新たな出会いやふれあいを生み出した。
- ③地域に対する住民の意識が明らかとなり、今後 のまちづくりの基礎資料が得られた。

まちづくりについてのアンケートでは 「自分の地域が好き・少し好き」は84.3%

# 実施体制 活性化事業運営委員会 事務局 イベント実行委員会 地域ボランティア イベント 学習会



実施主体:つながりを大切にした人権教育活性化事業運営委員会

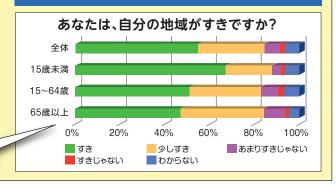
ここ○○中央公園付近は、十数年前までは毎年のように一度大雨が降ると道路が川のようになり、浸水被害が何軒も出るといった状況でした。このため、地域住民の強い要望により住環境整備事業を行い、以前とは見違えるような美しい街並みになりました。また、住宅の開発で他地区からの転入者も増えてきました。

こうした環境の変化は、時としてそこに住む人たちの意識を変え、「地域」という意識を希薄にしていくこともあります。 先輩たちがことあるごとに「昔はね・・」という枕詞(まくらことば)につづけて話す言葉には、隣近所のふれあいや「もやい」の心遣いが感じられます。私たちはこれまで、その事業に「心」を入れる営みを進めようとしてきました。「まちづくりから人づくりへ」これこそ、これからの私たちに求められることだと考えます。

このことは、これから迎える超高齢社会や、子どもたちが明るい希望を持って育つ環境づくりの大きな力になるはずです。 私たち自身が、地域の課題を地域で解決できる環境と意識を持てる、あたたかいまちづくりを目指したいと思います。

また、この事業は多くの人たちの力添えと協力のおかげで 実現できています。ですから、こうしたイベントを企画することで、地域や市民の皆さんに少しでも何か還元できたらと思っ ています。

> オータムコンサート実行委員会 【オータムコンサート来場者パンフレットから】



#### 筑前町教育委員会の取組

筑前町で取り組んだ地域では、同和問題に対する関心が高く、同和問題解決に向けた隣保館の主催する講座に積極的に参加し、同世代間でのつながりが深いが、一方で、「独居高齢者の孤立」「子育てに不安を抱える保護者の孤立」という課題があります。そこで、隣保館を中心として、異年齢による関係づくりと保護者の不安や悩みを把握しながら、子育て支援や地域のネットワークの活性化を図る取組を行いました。



#### 1 取組の実際

#### 取組① 組織づくり

筑前町教育委員会を中心とした実施体制の確立

- <組織構成>
- ○生涯学習課
- ○隣保館 ○地域支援組織
- ○教育事務所
- ○関係各課(人権・同和対策課 子ども課 福祉課)

#### 取組② 地域住民による地域支援の組織化

隣保館事業に関わる地域住民の人材バンク情報を活用し、地域住民による地域支援の組織化 →地域支援ボランティア「つながり隊」の結成

- ○交流・相談・学習の場に集う青年層
- ○地域活動(祭り・和太鼓)に参加する青年層
- ○東日本大震災復興支援にボランティアとして て参加した青年層

#### 〔取 組 ③ 地域支援組織による活動

高齢者の孤立防止を図る活動

- ○「高齢者支援に関わる学習会」 独居高齢者の現状や地域での取組について、地 元の民生委員を招聘して学習会を行い、地域課題 の共通認識を図った。
- ○「独居高齢者訪問事業」 民生委員を招聘し、再度事前学習を行い、民生委 員と一緒に一人暮らしの高齢者宅へ訪問を行った。
- ○「グランドゴルフ交流会」 青年と高齢者がスポーツを通じて交流すること で、つながりを深めた。

#### [実施体制] 【公民館等】 <地域住民> <行政・関係機関> 地域の教育力 隣保館の機能 行政等の専門性 話し合う・ 教育委員会 地域支援組織 憩う・集う 生涯学習課 ・社会教育、人権教育に関す 地域住民の る事業を実施する牛涯学習 情報バンク、人材バンク ・相談や交流の 子育て支援 【組織構成】 機会づくり、関係づくり 乳幼児、学齢 地域で共に生 ·教育委員会生涯学習課 ・身近な施設としての 期の保護者. 活する青年層 人権・同和対策室 利便性, 即応性 · 北筑後教育事務所 子育てに関心 を中心とした ☆事業を実施する 学識経験者 がある住民 住民 ※福祉課・こども課との連携 職員の専門性 実施主体 協働 コーディネート・支援

#### <学習会後の青年の感想>

- ・「困ったことがあったらいつでも連絡ください」 と、まず、自分の住んでいる近くの高齢者宅へ 訪問しよう!
- ・頼みやすい、話しやすい関係を作らなければ!

住んでいるのは 心強いねぇ!

若い人が近くに

同じ時間を共有する ことができてよかった! 楽しかった!



訪問事業の様子

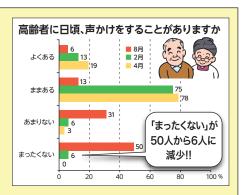
グランドゴルフ大会

#### 2 成果

- ○民生委員の招聘による学習会 ○地域人材の聞き取り
- ○高齢者訪問を通した実態把握 ○アンケート調査を基にした学習
- ○教育委員会·行政関係機関·隣保館·地域支援組織の連携

地域住民の子育てのことについて関心が高まり、子育て層の保護者が子育てのことについて日常で話しやすい雰囲気を醸成することができた。

また、異年齢交流によって高齢者だけでなく、青年のボランティアも地域での活躍の場を生み出し、お互いに自己存在感・自己有用感などを感じることができ、地域のネットワークの活性化につながった。



中学校区での人権教育の実践 ~「新宮町人権教育総合推進地域事業」の取組から~

# 一人一人が大切にされ、 だれもが安心して過ごせる学校をめざして

~ 学校、家庭、地域の連携を図った教育活動を通して ~

福岡県教育委員会は、文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を踏まえて作成した「福岡県人権教育推進プラン」の具現化を図ることを目的に、「人権教育研究推進事業」(人権教育総合推進地域事業及び人権教育研究指定校事業)を企画し、調査研究を進めています。人権教育総合推進地域事業は、人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資することを目的として、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組を進めているところです。今回は「新宮町人権教育総合推進地域事業」(平成24年度~平成26年度)の取組についてご紹介します。

#### 1 取組の実際

新宮中学校区では、すべての子どもたちの学力を保障するため、各学校において、授業改善はもちろんのこと、基本的な生活習慣・学習習慣づくり推進事業に取り組む中で、中1ギャップをはじめとする接続の課題が明らかとなってきました。この課題克服に向けて、これまでの学校や地域での取組を踏まえ、校種間の連携および家庭・地域との連携、関係機関との連携を深め、自尊感情を高めたり、学力を向上させたりする取組を、中学校区を挙げて推進してきました。

#### (1)「子どもの学びや生活をつなぐ取組」

#### 【小学校と中学校をつなぐ:小中接続事業】

「中1ギャップ」解消のために「規則正しい学習習慣や生活習慣を継続し、夢や目標を持って中学校入学を迎えることができる子ども」の育成を目指し、小中学校教員が協働で「中学校入学準備課題『かけはし』」を作成しています。

作成の趣旨から、各教科の問題のみではなく、中学校で学習する 意義や目的、また、それに向けての準備として、春休みの日々の生活 (起床就寝時間や朝食摂取状況等)を振り返ることができるように なっています。

#### 小学校では・・・

- ○小学校の教員が6年生の保護者に向けて、取組の説明会を実施する。
- ○6年生の児童に活用の仕方について説明する。
- ○小学校教員が6年生の児童に『かけはし』を配布する。(3月中旬)
- ☆活用の仕方や学習課題等で、わからないことが出てきた場合の対応をする。

# THE PERSONNELLER BOLLER BOLLER

#### 家庭では・・・

☆子どもから、取組状況を聞き取り、が んばりに対する褒めや認め、励まし等 の声かけをする。

#### 中学校では・・・・

○中学校教員が解答を配布し、自己採点後『かけはし』を回収する。☆取組状況を確認・把握し、中学校入学に際しての子どもたちの不安や 悩み等を軽減させるための個別の教育相談を実施する。

細部に渡り、細かな配慮がなされている。中学校で、どんな学習をするのかが記されており、大変わかりやすい。表紙・裏表紙に書かれた子ども達に向けて書かれたメッセージも、新宮町や学校・保護者から、子ども達が支えられているように感じられる。 《保護者の感想から》

他にも小中接続の取組として、中学校教員による小学校6年生の児童への出前授業、小学校6年生 児童が中学校に出向いて中学校の授業体験や部活動見学などを行っています。

#### 【小学校と町立幼稚園、私立保育園との接続:「小1プロブレム」解消事業】

「小1プロブレム」の解消を図るために、園児と小学校児童との交流活動や幼稚園児の小学校の施設の利用、幼稚園教員や保育士による卒園後の園児の姿の見とりなどに取り組んでいます。

- ○小学校児童が年長園児を迎えての交流給食 ○小学校運動会に園児を招待
- ○小学校と幼稚園、保育園との合同による「心の教育」の授業
- ○小学校のALTを活用した外国語活動の授業に園児が参加
- ○幼稚園教員、保育士が小学校の授業を参観
- ○年長園児が、小学校の図書館を利用など

小学校児童と園児との交流は、児童にとっては「この子(園児)たちと4月から一緒に過ごす」という意欲と、園児にとっては「このお兄さん、お姉さんを頼りにしていこう」という安心感や希望が生まれる取組です。交流後の小学校5年生の児童の行動にも、次年度、最上級生になるという自覚が見えるようになります。このことからも、次年度を見据えた小学校5年生の児童と園児との交流はとても有効です。

#### (2)「学校、家庭、地域、関係機関団体等との連携、協働した取組」

#### 【コミュニティ・スクールの推進】

各学校で、「体験活動推進部」、「学習支援部」など、様々な活動部会を立ち上げ、保護者や地域住民の意見を反映させ、地域の創意工夫を活かした特色ある取組(「丸付け先生」や「地域寺子屋」、「地域と合同の運動会や文化祭」「みんなの登校日」など)を行っています。

子どもたちに対する地域の組織的な指導・支援体制が、子どもたちの 成長を支えています。 自分たちが考えた遊びで幼稚園のみんなが喜んでくれた。こんな笑顔でずっといてもらえるように、入学してきた後も、きちんとお世話を頑張りたい。

《小学生の感想から》



交流の様子



丸付け先生の様子

#### 【各学校での取組】

- ・「立花っ子を育てる会」に、学習支援部、読書活動推進部、体験活動推進部、安全・安心推進部、幼小連携部の5つの 部会を置いた、地域、保護者、幼稚園と連携した取組(立花小学校)。
- ・学校運営協議会を「コミュニティ会議」と称し、学校と家庭・地域が連携して、それぞれの役割に応じて校区の子ども 達をよりよく育成することをねらいとした、まつかぜタイムの取組、しんぐう語りの会の取組、朗読コンサートの取組、 夏休み地域寺子屋の取組(新宮小学校)。
- ・小中学校合同の形態での学校運営協議会の立ち上げ。地域と連携した行事である遠泳大会、運動会、文化祭をはじめ、小中同一日で、学習参観、親子レクリエーション、海岸清掃、給食試食会、人権教育講演会などの取組(相島小学校、相島分校)。
- ・学校運営協議会を年5回開催。「みんなの登校日(共育の日)」と東小公民館の活用、ゲストティーチャーやボランティアの方と連携した取組、親子学習会(共学)の取組(新宮東小学校)。
- ・学校運営協議会を年3回開催。下部組織として情報発信部、地域連携部、教育振興部、環境美化部の4部会が、それ ぞれに中心となった、区友集会、集団下校、廃品回収の取組(新宮中学校)。

#### 2 取組の成果と今後に向けて

子どもたちの自尊感情が少しでも 高まるように様々な方向から連携を 取りながらアプローチしていきたいと 思った。 学校、家庭、地域等との連携した取組がよくわかった。自分がどのように関わっていけばよいのかを考える機会になった。

転入者が多い町だからこそ自分は もちろん他人の大切さを認める、尊重 できる子どもを育てていきたいと改め て思った。

【新宮町人権教育総合推進地域事業に係る実践発表会 保護者アンケートから】

新宮中学校区では、各学校や地域それぞれに子どもの成長を支える組織や支援体制が確立し、事業の目的やそれぞれの役割が明確であり、共通理解のもと取組が行われています。

そのため、それぞれが持つ教育機能が総合的に発揮され、子どもたちの自尊感情を高めたり、校種間の接続の課題解決をしたりすることにとても効果的です。

「福岡がめざす子ども」尺度調査ツールを活用した調査結果においても、小学校4、5、6年生の児童は共に自尊感情の高まりがみられ、学校と関係機関等との連携による各種体験活動や学校と地域等の連携による様々な方々との触れ合いや支えが、児童に大きな自信を与えた結果であると言えます。

# 「同和問題 ~Aさんの手記~」

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。「人権問題に関する県民意識調査」結果(平成24年3月福岡県)では、「同和問題に関して、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか」という質問に対して、「結婚問題で周囲が反対すること」が57.2%と最も高い数値を示しています。また、このような中、法務省の平成26年における「人権侵犯事件」の状況では、同和地区出身であることを理由に結婚を反対された事案が報告されています。更なる同和問題に関する正しい理解と認識を促す必要があります。

今回紹介する学習プログラムは、同和問題における結婚差別の事例を基に、不合理な差別をなくすために 自分に何ができるかを考える内容になっています。

#### 1 ねらいと準備

対象者	一般
ねらい	同和問題で特に深刻である結婚差別について「Aさん」の事例を基に、結婚差別の背景と原因、差別を解消するための方法を考えることを通して、同和問題を解決するために行動するきっかけをつくる。
準備	<資料> 「Aさんの手記」 <グループ活動> 演習シート(資料の拡大版)、付箋紙(一人5枚)、振り返りシート

てくれる日まで二人で頑張っていきたいと思っています 切ってでも一緒になる」と言い切りました。すると彼女の両親は「お前らがそこまで思って 対結婚するのか。親がなんぼ反対しても一緒になるのか」と聞かれ、彼女は、「親と子の縁を は、やっぱり「私が部落出身だからこの結婚は認められへん。部落の人と娘が結婚すると が好きだから頑張っていこう」と気を取り直しました。 の親は部落を誇りに思っているので、「ここで負けたらあかん。闘わなあかん。彼女のこと 親が言いました。そのことを聞いた時は、私は部落に生まれたことを憎みました。でも、私 きました。私の親が「付き合いだったらいいのですか」と聞きました。そしたら、「付き合い かない。二人とも若くて、早すぎる。だから、この話はなかったことにしてほしい」と断って 年は祝い事は一切してはいけないと言われた。妹である彼女から先に結婚させるわけにい の両親は、前とは違うことを言ってきました。その内容は、「占い師にみてもらったら、来 い」と言い、そのことを私の親に伝えました。その日は私の家族みんなで喜びました。 明けてよかったと思いました。彼女の両親は「今度十二月二十六日に、両親揃って来て下さ に「私は部落の人間です」と言いました。彼女の両親は、「そんなん関係ないで、部落の人も 相談しました。私の親は賛成してくれ、話は進み昨年の十二月に彼女の家に結婚のことで い、結婚式は彼女の両親しか出席しない、祝賀会には彼女の両親は出席しないなどです。 親は、私の親戚との付き合いはしないし、私の親も、彼女の親戚との付き合いはしないで欲し いるんやったらしょうがない」と言って一応は認めてくれました。 わかると親戚が反対するし、会社の人のうわさも恐いから絶対に結婚させられない。」と 先生二人で彼女の家に行ってくれました。すると「彼が部落だから反対した」と彼女の両 もお断りです」と言われました。膠着(こうちゃく)状況が三月頃まで続きました。 話しに行きました。 ように会っていました。私の家にも何度か遊びに来て、私の家族とも話をしていました。 言い切りました。平行線で、先生たちが帰った後、彼女と両親が話をしました。「お前ら絶 般の人も一緒の人間や」と言ってくれました。その時はすごく嬉しくて、部落出身を打ち Aさんの手記」(1988年6月記述) )た。結婚の荷物は紅白を付けずに運ぶ、新居は部落でないところに住んで欲しい、彼女の でも、この日はみんなで喜びました。いま私は、彼女の両親が本当に部落のことをわかっ 五月の初めに、私と彼女の両親はもう一度話し合いました。彼女の親は条件を出してきま その後、四月の末に先生二人と私の兄とで彼女の家に行ってくれました。彼女の両親 そして、十二月二十六日に私の両親と兄の四人で彼女の家に話しに行ったところ、彼女 その時は、「まだ早いけど二人でがんばってやっていきや」と賛成してくれました。その時 日が経つにつれて結婚の話をするようになりました。そして、私の親に結婚をしたいと このことを高校時代の恩師に相談しました。「それは、部落差別とちゃうか」と言われ、 最初、彼女とつき合いだしたのは、高校三年の終わりの一月末からです。それから毎日 人権学習シリーズvol.1」

#### 2 学習の流れ(全75分)

(1)グループ編成、ウォーミングアップ、学習の内容等の説明(15分)

① ウォーミングアップと役割分担 (1班4~5名程度)

ア ウォーミングアップ・シートを利用

- イ 進行役、発表役を決定
- ウ 今日のルールの確認
- ② 事例を基に、結婚差別について学習することを伝える。

ウォーミングアップ・シート(例)

① 自己紹介

自分の呼ばれたい名前(安心できる呼ばれ方)

② 世の中にはどのような迷信がありますか?

【ルール】①「聴く」ことを大切にし、発言を受け止めます。

- ② 発言する人が偏らないようにします。
- ③おしゃべりの内容は他では言いません。

(平成十五年発行

大阪府企画調整部人権室

#### (2)演習「Aさんの手記」(47分)

事例「Aさんの手記」を読み合わせ、Aさん、彼女、それぞれの家族の思いや、Aさんの結婚が反対される背景について意見を交流する。

- ① 役割を分担し、事例を読み合わせる。(5分)
- ② 事例の中で気になった箇所に線を引き、なぜ気になったかを考える。【個人】(5分)
- ③ 気になった箇所とその理由について交流する。(15分)
  - ※気になった箇所やその理由について演習シート(資料の拡大版)に線を引きながら意見を交流する。理由については、付箋紙を配布し、1枚に一つの内容を書いてもらう。
- ④ 演習シートを使ってグループで出された意見を全体で交流する。(10分)
  - ア グループの席に一人残ってもらい、他の人は他のグループに移動してもらう。(移動した後、同じグループ出身の人は一人になるようにする)まず、残った人に、グループで特に話題になったことなどを簡単に紹介してもらい、その後、移動した人は、演習シートを見て自分のグループの考えと一致していない項目について、理由を聞く等、意見交流してもらう。(5分)
  - イ 元のグループに戻ってもらい、他のグループの人と交流した内容をもと に意見交流をしてもらう。(5分)
- ⑤ 実際に結婚差別にあった夫婦の話をDVDで視聴し、当事者の想いを 聴く。(5分)
  - ※人権教育視聴覚教材「私の中の差別意識」(当課所蔵) (1:47~2:43、7:43~9:35、22:35~23:50)を活用する。
- ⑥ 進行役は、各グループの交流の様子や内容から、次のようなポイント(例) に沿って演習のまとめをする。(7分)

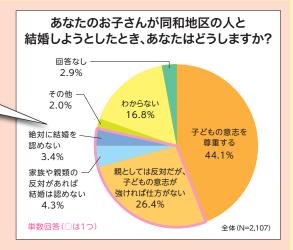


#### <ポイント(例)>

○ 人権問題に関する県民意識調査結果報告 書のデータ(右図)を使い、結婚に関する課題 を提示する。

#### 「結婚について反対」とする考えは 34.1%

- 日本国憲法において婚姻は両性の合意に基づいて成立するものであることが保障されている。(第24条)
- 差別は差別される側だけにとどまらず、差別 する側も不幸にするものである。



#### (3)振り返り・まとめ(13分)

- ① 今日の学習を通して一番印象に残った言葉と、同和問題を解決するために自分がやっていきたいことを振り返りシートに記入し、グループで交流する。(10分)
- ② 進行役は、次のことに留意して、学習のまとめを行う。(3分)

人権課題当事者を傷つけ、悲しませ、苦しい思いをさせている周囲の意識や社会の在り方の不合理について理解し、同和問題を自らの課題として考え、私たち一人一人が、確かな人権意識を身に付け、行動することが大切である。

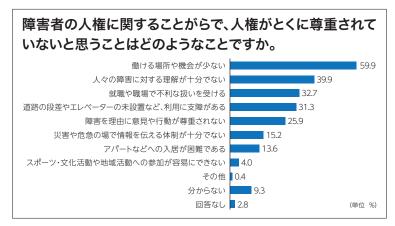
#### <学習を進めるに当たっての留意点>

参加者の中には実際に結婚差別に直面した経験のある人や、今直面している人がいるかもしれないということを念頭に置いてください。また、そのことが語られた場合は、そのことを大切にして、学習を進める必要があります。

# 視聴覚教材の活用 「秋桜(コスモス)の咲く日」

障害のある人への差別をなくすことで、 障害のある人もない人も共に生きる社会を つくることをめざした「障害を理由とする差 別の解消の推進に関する法律」が、平成28 年4月1日から施行されます。その背景に は、障害者に対する偏見や差別がいまだ存 在している現状があります。

「人権問題に関する県民意識調査」結果 (平成24年3月福岡県)(右図)によると、障 害者の人権がとくに尊重されていないと思 うこととして、全体の約6割の人が「働ける



場所や機会が少ない」と答え、「人々の障害に対する理解が十分でない」「就職や職場で不利な扱いを受ける」と答えた人が3割以上います。今後も、障害者に対する差別解消とともに、誰もが、自分らしく安心して生活できる社会づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

そこで、今回は、発達障害を取り上げ、違いを認め受け止める行動とは何かを交流することを通して、違いを個性や多様性として認め、活かす社会について考える学習プログラムをご紹介します。

#### 1 活用教材

#### 「秋桜(コスモス)の咲く日」(34分)

特別養護老人ホーム「向陽園」の主任介護士として働く大谷ちひろは、新しく入った介護士中嶋直地に期待するが、直也は空気の読めない発言をしたり、指示が伝わらなかったり、コミュニケーションが取りづらい。ちひろはストレスを感じながらも、直也を育てるべく奮闘する。

そんな中、直也が入居者の元大学教授、乾一成を連れて外出したところ、 金山川で乾が倒れて意識不明になってしまう。知らせを受けて病院に駆けつ けたちひろは、パニックを起こした直也に、介護士失格だと激しく叱責する。

THE RESIDENCE OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY

翌日から直也は欠勤。直也の母が退職願を持って「向陽園」を訪れ、直也が

(企画:北九州市 北九州市教育委員会 北九州市人権問題啓発推進協議会)

(制作:東映株式会社教育映像部 平成25年度作品)

#### 2 学習プログラム例 (90分)

#### (1) ねらいと準備

対象者	地域・保護者・一般		
	<ul><li>○人にはそれぞれ違いがあることに気づくことができる。</li><li>○それぞれの違いを個性や多様性として認めることや自分の在り方を見つめ直そうとすることができる。</li></ul>		
準 備	DVD「秋桜(コスモス)の咲く日」、ワークシート ※付箋紙、模造紙、マジック		

#### (2) 学習の流れ

#### ① 導 入(10分)

グループ編成、ウォーミングアップ、学習のねらい等の説明

- ウォーミングアップ・シート(例) ◆ 他の人から言われてうれしかった言葉はなんですか?
  - ◆ 他の人がうれしくなった、あなたからの言葉はなんですか?
- ア ねらいと学習の流れ、大切にしたいルールの確認。(1班4~5名程度)
  - ①「聴く」ことを大切にします。 ②全員が発言します。 ③話の内容は他では言いません。
- イ 話しやすい雰囲気をつくるため、自己紹介や交流を行う。
- ウいくつかの班に交流内容を質問し、全体で共有する。 ※自分と共に他者を大切にしていることだと実感する。

#### 2 展 開(70分)

- ア DVD「秋桜(コスモス)の咲く日」の視聴。(34分)
- イ 発問1および発問2について自分の考えを記入し交流する。(10分)

発問1 ちひろさんや直也さん、乾さんのいいところを挙げてみましょう。

※みんな「いいところ」があり、みんな苦手なこと、うまくいかないこともあることを理解する。

発問2 あなたが、直也さんと同じ職場にいたらどのような行動を取ったでしょうか。

※今の自分を振り返ってみる。

ウ 発問3について自分の考えを記入し交流する。(16分)

発問3 直也さんやちひろさん、同じ職場や地域で活動する方、利用者・・・ 誰もが安心して働けるようにするために大切なことを考えましょう。

※直也さんをはじめ誰もが安心して生活できるようするための行動を考える。

- ①付箋紙等を使い自分の考えを1枚にひとつの内容でそれぞれが4~5枚程度書く。
- ② 自分の考えを述べながら、順に1枚ずつ、付箋紙を模造紙に貼っていく。
- ③似たような意見ごとにグルーピングして模造紙に貼っていく。 ※視覚的に整理でき、地域やPTAで何ができるか共有することができる。
- エ グループで話し合ったことを全体で交流し、話し合った内容を共有する。(10分) ※模造紙等に表している場合は、自由に他のグループの模造紙を見合うのもよい。

#### ③ 振り返り・まとめ(10分)

#### 【例】まとめの視点

- (1)人にはそれぞれ違いがあり、その中には周囲から分かりにくい違いもあるため、理解やサポートが 得られず、誤解や偏見から差別につながる場合もあることから、地域やPTA活動の中で関わりを 持ったりお互いを知ろうとしたりすることが大切です。
- (2) 自分が「普通」「常識」と思っていることも、すべての人に共通するわけではないので一方的な見 方をせず、違いを個性や多様性として理解することで誰もが生きやすい安心した社会が実現され
- (3) 障害者差別解消法にもあるように、「不当な差別的取扱い」をせず、「合理的配慮」をしていく事 が大切です。

誰もが違いがあり、誰もが「幸せになりたい」と願っています。自他を大切にするためには、自分の こと、相手のことをまず知ること、そして違いを受け止め、認めることです。そして、みんなの願いを大 切にすることです。

聴覚障害のある人に声だけで話す、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、知的障害のある 人にわかりやすく説明しないことは、障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、障害のある人には情 報を伝えてないことになります。

障害のある人が困っている時にその人の障害に合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手に してもらうことを合理的配慮といいます。 【内閣府 障害者差別解消法リーフレット(わかりやすい版)から】

# 同和問題解決に向けた国及び県の動き

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもあります。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきました。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきています。また、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきました。

しかしながら、「人権問題に関する県民意識調査」結果(平成24年3月福岡県)では、「同和問題を解決するには、どうしたらよいか」という質問に対し、「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」という回答が30.6%、「同和地区の人々が、かたまって住まないようにする」という回答が21.5%等、同和問題に対する認識が十分でない状況が見られ、今後も引き続き、同和問題の解決に向けて取組を進めていく必要があります。今回は、同和問題に関するこれまでの国・県の動きについてご紹介します。

#### → 国の動き

#### 同和対策審議会答申

昭和35(1960)年の「同和対策審議会設置法」に基づき、同和問題の解決に必要な事項を調査審議するために、同和対策審議会が設置されました。昭和40(1965)年8月、同審議会は、内閣総理大臣の諮問に対し、同和問題の「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とした答申を提出し、この中で特別措置法の制定を求めました。この答申は、以降の国及び地方公共団体における同和行政の「基本的指針」としての役割を果たすなど同和問題の解決を図る上で大きな歴史的意義を持つものでした。

#### 同和対策事業特別措置法(同対法)

「同和対策審議会答申」を受け、昭和44(1969)年同和対策としては最初の特別措置法で、10年間の限時法として施行されました。この法律は、その後の全国調査の結果、必要とする物的事業が相当量見込まれたことや法の継続を求める多くの関係者の要望により、法の有効期限を3年間延長し、昭和57(1982)年3月末まで継続されました。国の附属機関として同和対策の基本的事項を調査審議することを目的に設置された「同和対策協議会」(同対協)は昭和56(1981)年同対法失効後も意見具申を提出し、法的措置の継続を求めました。

#### 地域改善対策特別措置法(地対法)

「同和対策事業特別措置法」の継続を求める関係者の強い要望の中で、昭和57(1982)年に5年間の限時法として施行され、法の名称変更に合わせ、「同対協」は「地域改善対策協議会」(地対協)と改称されました。地対法の失効を控えた昭和61(1986)年に、地対協は、内閣総理大臣他に、「真に必要な事業に限定して、特別対策を実施すべき」と意見具申を提出しました。

#### 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)

昭和61(1986)年の意見具申を踏まえ策定された「今後の地域改善対策に関する大綱」を基に、昭和62(1987)年に、地対財特法が、5年間の限時法として施行されました。

その後、二度にわたる法の一部改定により、対象事業を見直しつつ継続され、平成14(2002)年3月末をもって法期限を迎え、これにより、国が特別対策として33年間にわたって実施してきた同和対策事業は、終了しました。

#### 地域改善対策協議会意見具申(地対協意見具申)

平成8(1996)年5月に地域改善対策協議会は、一部改正後の地対財特法の失効を目前に控え、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を内閣総理大臣に提出しました。政府は、平成8(1996)年7月にこの地対協意見具申を踏まえ、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定を行いました。これにより、関係各省庁において取り組まれてきた同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業は、平成9(1997)年以降すべての人の基本的人権を尊重するための人権教育・啓発の事業に再構成されて推進することになりました。

この意見具中の内容は、「同和問題に関する基本認識」「同和問題解決への展望」等が示されています。

#### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

地対協の最終意見具申において、今後の重要課題とした基本的事項について審議するため、5年間の限時法である人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会が平成9(1997)年法務省に設置されました。その審議会は、平成11(1999)年に人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための施策に対する所要の行財政措置を講ずることを内容にした「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を行い、その後、所要の措置を法定することが不可欠であるとの要望を受け、議員立法により法案が提出され、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」として制定されました。

#### 人権教育・啓発に関する基本計画

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、人権教育及び人権 啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、「人権教育・啓発の現状」「人権教育・啓 発の基本的在り方」「人権教育・啓発の推進方策」「計画の推進」等で内容は構成され、すべての人々の人権が 尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するため人権教育・啓発を推進することとしました。

#### 人権教育の指導方法等の在り方について

人権尊重社会の実現に向け、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた指導方法の望ましい在り方について調査研究を行うという趣旨で、人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議を開催し、「人権教育の指導方法等の在り方について」[第一次とりまとめ](平成16年)、[第二次とりまとめ](平成18年)、[第三次とりまとめ](平成20年)を作成し、全国の学校・教育委員会へ配付し、人権教育のより一層の推進に資することとしました。

#### ● 県 の 動 き ●

#### 福岡県同和教育基本方針

昭和45(1970)年に「福岡県同和教育基本方針」を策定し、同和教育の基本目標を「部落差別に対する科学的認識にたって、真に差別をなくしていく意志と実践力をもった人間の育成をめざす」ことと明記し、学校教育における課題として、「部落差別に対する認識を深め、みずからの課題としてその解決にあたるようにつとめる」こと、及び「同和地区の子どもたちの発達と教育の機会がさまたげられている実態を正しく把握し、これらの差別を排除して、すべての子どもが無限の可能性を伸ばしうるよう、教育内容を充実するとともに、教育条件の整備をはかり、もって学習権と進路の保障につとめる」ことの2点をあげています。

#### 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例

平成7(1995)年2月議会における「人権が尊重される社会を築く差別事象の根絶に関する決議」を受けて、同年10月「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めています。

#### 今後の同和教育推進について一指針一

平成9(1997)年に「今後の同和教育推進について一指針一」を策定しました。この指針は、同和教育の現状を踏まえ、今後の同和教育の基本的方策として、「同和地区児童生徒の学力と進路の保障、同和教育を中心とした人権教育の積極的推進、同和地区の教育環境の整備充実、啓発活動の充実・促進、庁内同和教育推進の充実、関係機関・団体との有機的な連携」について示しています。

#### 福岡県人権教育•啓発基本指針

人権教育・啓発推進法第5条の規定に基づき、人権問題に関する有識者からなる福岡県人権施策推進懇話会からの提言や人権問題に関係する団体等からの意見を踏まえ、平成15(2003)年6月「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、施策体系として人権教育・啓発の推進、個別人権課題への取組、特定の職業に従事する者に対する研修等に関する内容が示されています。この「基本指針」に基づき、平成16年より毎年度実施計画を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進しています。

#### 福岡県人権教育推進プラン

福岡県人権教育・啓発基本指針の基本的な考え方を具現化するためには、様々な場における目標や取組の方向性・留意点等を示していく必要があり、人権や人権問題をめぐる現在の状況を踏まえ、人権教育の更なる充実という視点から、方向性と取組を明らかにするため、平成21(2009)年に「福岡県人権教育推進プラン」を作成しました。これまで積み重ねてきた同和教育の取組等や国内外の人権教育及び文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について」が示す内容等を踏まえたものになっています。

# 人権教育DVD(ビデオ)の貸出を行っています

今回は「同和問題」に関するシリーズ2本をご紹介します。

配置年度 配置場所	題 名 〈 〉内は視聴時間	パンフレット	内容
H26	D2644 シリーズ映像でみる 人権の歴史(第1巻) 東山文化を支えた 「差別された人々」 <16分>	タリーズ映像でみる人権の対比 東山文化を支えた。登別された人々	新しい研究成果と教科書記述の変化をふまえ、発見された最新の資料を活用して映像化した作品。中世に焦点を当て、差別された人たちと差別することなく正しく評価した人たちの両者によって、世界に誇る東山文化が築かれたことを、貴重な夜景映像等を通して丁寧に描いている。制作:東映株式会社教育映像部(字幕可)対象:小・中・高・教職員・一般
H26	D2645 シリーズ映像でみる 人権の歴史(第2巻) 江戸時代の身分制度 と差別された人々 <15分>	シリーズ映像でみる人体の世史 江戸時代の身分制度と差別された人	中世に始まった身分が、居住地や税制、戸籍などで身分を固定され、江戸時代に「制度化」されたことを、分かりやすく解説している。部落差別の学習を通して江戸時代の身分制度が現在の社会問題と決して無関係でないことを示唆する作品。 制作:東映株式会社教育映像部(字幕可)対象:小・中・高・教職員・一般

DVD (ビデオ) 配置場所 ○:福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課

電話 092-643-3918

集

後

記

◎:福岡県視聴覚ライブラリー(社会教育総合センター) 電話 092-947-3514

□:福岡県教育庁各教育事務所人権・同和教育室(福岡教育事務所は除く。)

人権教育DVD(ビデオ)の利用について 電話またはメールにて予約できます。

(福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課 092-643-3918 kdowa@pref.fukuoka.lg.jp)

1 利用手続 原則として直接来課し、借用書に来課した方が記入・押印の上、DVD等と利用報告書を受け取ります。県立学校及び県の出先機関、県内各市町村等(教育委員会を含む)については、週2回の使

送便を使って借用できます。

2 利用期間 原則7日以内(貸出しの日を含む)です。ただし、必要と認められる場合は期間変更も可能です。

3 返 却 利用報告書に必要事項を記入し、上記1と同様、直接来課または使送便で返却してください。

人権教育DVD(ビデオ)の貸出の詳細については、福岡県教育委員会のホームページでも案内をしています。 【http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bideo-syoukai.html】

だければ幸いです。 資料を様々な研修会等で御活用いた権教育は今」は年3回の発行です。本権教育は増加が、 推進 権問 を進 きるよう人権教育 村と緊密な連携のもと、県民一 重要な柱ととらえ、人権・同 失っていない」。今年度、「同対審答申は、現在 者である炭谷茂さんが述べられた言 深 同 福岡 が、今も強く心に残ります。 した研修会において、「提 め、 していきます。 和 めています。今後も、 題 和問題をはじめ、さまざまな人緊密な連携のもと、県民一人一人めています。今後も、県内各市町め柱ととらえ、人権・同和行政の県は、同和問題を人権問題の岡県は、同和問題を人権問題の についての正しい理解と認 主 体的に取り 啓 在もその 発を積極 組むことが 福岡県内で実 (言」執 輝きを 的 で識 筆

掲示板 区が同り 審議 ると同 ています。 同和問題 る書き込みがあった」等、 経過しました。 書きが発見された」「インター 民家の塀に個人を誹謗中傷する落 年 基 しかしながら、 同 会答申 本認 の「人権侵犯事 和問 和 に、不動産購入に伴い、当該 時 に国 地区かどうかを問い合わ 識 題 関する差別事象が発生 -」が出されてから50年がを明確にした「同和対策 0 民 解 的 福 決 課題である」とい 件 岡 は こ法務局の平 玉 依然として 一の責 ・ネット の平 務であ は、光成 せ 地